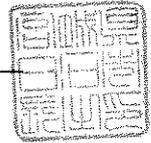


白生環第 93 号  
平成30年5月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

白石市長 山 田 裕



(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について(提出)

平成30年4月13日付け環対第23号にて通知のありましたこのことについて、別紙のとおり意見を提出いたします。

担当：白石市市民経済部生活環境課  
環境対策係  
TEL 0224-22-1314  
FAX 0224-22-1316



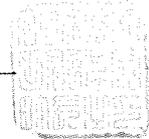
(仮称) 七ヶ宿長老風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見

1. 事業実施区域は、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で保全を優先すべき地域に該当する可能性が高い区域が多く含まれる。また、自然環境等の法令及び社会的な調整が必要となる可能性がある区域も含まれるため、各種法令等や社会的な調整について十分な調査・分析を行うこと。
2. 現地調査等により住宅等との位置関係を正確に把握するとともに、騒音振動対策及び低周波対策を講じること。また、風力発電に起因すると思慮される騒音振動被害や健康被害が発生した場合には、迅速かつ適切に対応すること。
3. 近隣住民の生活環境、自然環境等に悪影響を及ぼさないように留意すること。また、事故等により悪影響を及ぼすことがあった場合には、迅速かつ適切に対応すること。
4. 排水処理を適切に行うこと。濁水の漏えいや土砂の流出等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応すること。
5. 動植物については、重要な種の生息状況や生息環境、希少猛禽類及び渡り鳥の飛翔状況等について、専門家等へのヒアリング結果を参考にしながら十分な調査・分析を行うとともに、動植物への重大な影響を回避又は低減すること。動植物の生態系に異常をきたした場合には、迅速かつ適切に対応すること。
6. 事業実施区域に近い場所には、国指定天然記念物である材木岩及びヨコグラノキ北限地帯があり、最寄りには、水と石と語らいの公園と検断屋敷がある。また、川原子ダムは、「みやぎ蔵王三十六景」として蔵王を背景にした美しい景観に選定されているなど事業実施地域の近くは、自然景観を求める観光客が多い。このことから、風力発電機の存在による景観への影響について調査、予測及び評価するとともに、眺望景観に悪影響を及ぼさないように留意すること。
7. 工事期間中は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、粉塵、騒音、震動、悪臭等の公害防止について措置を講ずること。
8. 工事期間中は、搬入・搬出に際し、交通安全関連法令を遵守し、必要と認める箇所に誘導員を配置するなど、交通事故防止対策・安全対策を施すこと。
9. 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、速やかに連絡すること。
10. 工事に伴い発生する廃棄物については、各種法令等に基づき適正に処理すること。
11. 事業終了後の設備の撤去、処分方法について予測すること。事業終了後に伴い発生する廃棄物については、各種法令等に基づき適正に処理すること。
12. 環境影響評価を行う過程において、項目及び選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応すること。
13. 住民からの苦情等に対しては、誠意をもって迅速かつ適切な対応を行うこと。
14. 工事開始決定後は速やかに地域住民への周知を行うこと。

七ふ振第53号  
平成30年5月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

七ヶ宿町長 小 関 幸 一



(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する  
意見について (提出)

平成30年4月13日付け環対第23号で通知のありましたこのことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日通商産業省令第54号)」第14条第4項の規定による環境の保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担当：ふるさと振興課 企画係 安藤  
電話：0224-37-2194 (直通)  
FAX：0224-37-2468



(仮称) 七ヶ宿長老風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

- 1 事業実施想定区域近傍には七ヶ宿ダム(阿武隈川水系白石川)があるため、森林伐採などに伴う地すべりや河川への土壌流入及び水質等への影響も考えられることから、事業を行ったときの影響について調査、予測し、重大な影響の有無について評価した上で適切に進めること。
- 2 事業実施想定区域周辺の地域住民等に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。